商品概要説明書

J A山口県

【保証会社:山口県農業信用基金】用

商品名	JAリフォームローン(一般型)
ご利用いただける方	 ○当JAの組合員の方。 ○お借入時の年齢が 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が 80 歳未満の方。 ○前年度税込年収が 150 万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)。 ○勤続(または営業)年数が1年以上の方。 ○借入期間が10年を超える場合は、団体信用生命共済に加入できる方。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	 ○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修、その他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金および空き家解体資金を対象とします。ただし、空き家解体資金の場合の対象物件は、当JAが所在を確認できる範囲内のものとします。また、賃貸物件のリフォームは対象外です。(住宅関連設備の例)・システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台・宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除・門、塀、車庫、物置等・住宅増改築等に伴う冷暖房設備、給排水施設、家具(住宅に定着するもの)、照明器具などインテリア・マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金・太陽光発電システム・耐震改修工事費・外壁の塗装・葺き替え・雨樋の取替え・融雪設備機器の購入・設置工事費・その他住宅本体以外のもの ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。

借入金額	○10万円以上 1,500万円以内 (1万円単位) とし、所要金額の範囲内とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち 500万円以内とします。
借入期間	○1年以上20年以内とします。○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間は現在お借入中のリフォーム資金の残存期間内とします。○また、空き家解体資金の場合、借入期間は1年以上10年以内とします。
借入利率	 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。 【変動金利型】 お借入後の利率は、基準日(4月1日および10月1日)の基準金利(住宅ローンプライムレート)により、年2回見直しを行います。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。 【固定金利型】 当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。 ○金利については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	 ○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、年2回返済方式(原則として専業農業者の方に限ります。)および特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え6か月ごとの特定月に増額して返済する。)のいずれかをご選択いただけます。特定月増額返済方式の増額返済部分は、貸付額の50%以内とし1万円単位とします。 ○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、10月1日の基準日を5回経過するまでは、ご返済額を変更いたしません。5回目の10月1日の基準日には、ご返済額をお借入利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、以降も基準日を5回経過するごとに同様の見直しを行います。変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。
担保	○原則不要です。
保証人	○当JAが指定する保証機関(山口県農業信用基金協会)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。

	J A リノオームローン(一板空): 協士
保証料	 ○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。 ①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 保証料率 0.40% ~ 0.60% 【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料 (概算) 保証料率: 0.60% 貸付利率 1.80% 毎月返済方式の場合】 お借入期間 3年 5年 7年 8年 10年 15年 保証料 (円) 8,868 14,238 19,324 21,764 26,461 37,154 ②分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年 0.40% ~ 0.60%です。
団体信用生命共済	○借入期間が 10 年を超える場合は、当JA所定の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。また、借入期間が 10 年以内の場合についても、ご希望によりご加入いただけます。 なお、共済掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 □ 団体信用生命共済名 加算利率 団体信用生命共済(特約なし) なし 長期継続入院特約付団体信用生命共済 年 0.10% 三大疾病保障特約付団体信用生命共済 年 0.10% 団体信用生命共済(連生) 年 0.15% 三大疾病保障特約付団体信用生命共済 (連生) 年 0.25%
9 大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済(特約なし)または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。①長期継続入院特約なし・・・年 0.30%②長期継続入院特約付・・・・年 0.35%
手数料	 ○ご融資の際、事務手数料 5,500 円 (消費税等含む。)が必要となります。 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料 (消費税等含む。)が必要です。 ①全額繰上返済の場合 (他行借換) …33,000 円 ②一部繰上返済の場合…11,000 円 (ネットバンクによる一部繰上返済は無料) ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 1,100 円の条件変更手数料 (消費税等含む。)が必要です。

○苦情処理措置

本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:083-976-6844)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。

○紛争解決措置

外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。

【山口県弁護士会仲裁センター】

電話:083-922-0087

【広島弁護士会仲裁センター】

電話:082-225-1600

【福岡県弁護士会紛争解決センター】

(北九州) 電話: 093-561-0360 (福 岡) 電話: 092-791-1840 (久留米) 電話: 0942-30-0144 【東京弁護士会紛争解決センター】

電話:03-3581-0031

【第一東京弁護士会仲裁センター】

電話:03-3595-8588

【第二東京弁護士会仲裁センター】

電話:03-3581-2249 【民間総合調停センター】

(大阪府)(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)

「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。
- ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。

なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容

	·
その他	 ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○書面契約の場合、印紙税が別途必要になります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、1,100~11,000円の電子契約サービス手数料(消費税等含む。)が必要です。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。
	一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

(2025年9月13日現在)